10章 新制度対応分の事業費

第9章における新制度に対応するための施設整備で必要な事業費(概算)は次のとおりと予測しています(平成 26 年 10 月現在で算出。国庫補助金については今後制度変更することがありうる)。

金額単位 (千円)

to the	#1, 14th 0 Japan	+ ** #	財源内訳			
年度	整備の内容	事業費	· 補助金	一般財源		
H26 年度	設計(蹉跎児童会室専用室、トイレ 11 か所)	9,000	_	9,000		
H27 年度	工事(蹉跎児童会室専用室、トイレ 11 か所) 設計(枚方・津田南児童会室専用室、トイレ 11 か所)	123, 000	20, 000	103, 000		
H28 年度	工事(枚方・津田南児童会室専用室、トイレ 11 か所) 設計(桜丘児童会室専用室)	174, 000	35, 000	139, 000		
H29 年度	工事(桜丘児童会室専用室)	61,000	16, 000	45, 000		
合計	_	367,000	71,000	296, 000		

②男女別トイレの整備

平成 29 年度から段階的に高学年を受入れていくにあたり、男女別トイレが未整備な児童 会室のうち、今後閉園幼稚園を活用する児童会室や、①において施設整備を行う予定の児 童会室等を除いた 22 児童会室(下欄)について、トイレ整備を行う方針です。このうち高 陵、交北、招提児童会室については障害児用トイレが未整備なため、あわせて障害児用ト イレの整備を行います。

整備スケジュールとしては、5・6年生の受入れを行う平成29年度から使用できるようにするため、平成27年度・28年度に各11か所工事を行う予定です。

<トイレ整備を行う22児童会室>

明倫、牧野、高陵(※)、小倉、五常、交北(※)、菅原、招提(※)、中宮、山之上、 樟葉西、樟葉南、中宮北、蹉跎東、磯島、氷室、藤阪、平野、春日、西牧野、 長尾、西長尾(※)障害児用トイレもあわせて整備

<整備スケジュール>

上記の内 11 か所: 平成 26 年度設計、平成 27 年度工事、平成 28 年度より使用 残りの 11 か所: 平成 27 年度設計、平成 28 年度工事、平成 29 年度より使用

(2) 土砂災害特別警戒区域に指定による専用室の移動

香里児童会室については、平成 26 年度に上砂災害特別警戒区域に指定されたため、計画 とは別に緊急対応します。

(3) 老朽化による建替え

老朽化により建替えが必要な施設の整備については、建築年次や入室児童数等を踏まえ、 順次行っていきます。なお、学校施設整備計画に基づく学校施設の整備と児童会室の建替 え時期とが重複する場合は、安全性、利便性等の観点から学校内に児童会室の専用室を整 備することも含めて検討を行っていきます。

9章 施設整備に係る今後の方向性と整備スケジュール

(1) 新制度に対応するために整備が必要となる施設

新制度に対応していくに当たり、施設が不足すると推測される9児童会室の施設整備と22児童会室の男女別トイレの整備について、財政負担の平準化も考慮し、次のとおり行っていく考えです。

①専用室の整備

8章において、施設が不足すると推測されるのは下表の9児童会室です(香里児童会室を除く)。整備の方向性としては、余裕教室の活用を最優先に、小学校全体の児童数の増加により余裕教室を使用できない施設を整備の対象とします。整備のスケジュールについては、施設が不足する年度と財政負担の平準化等も考慮し、次のとおりとします。

新制度に対応するために専用室の整備が必要な児童会室

旧去人士	活用開始	動併内穴しったご	施設
児童会室	年度	整備内容とスケジュール	整備
中宮	H 27 年度~	余裕教室活用 (予定)	· —
山之上	H 27 年度~	余裕教室活用(予定)	
春日	H 27 年度~	余裕教室活用 (予定)	
中宮北	H 30 年度~	余裕教室活用 (予定)	
磯島	H 30 年度~	余裕教室活用 (予定)	—
蹉跎	H 28 年度~	平成 26 年度設計、平成 27 年度工事	0
枚方	H 29 年度~	平成 27 年度設計、平成 28 年度工事	0
津田南	Ⅱ 29 年度~	平成 27 年度設計、平成 28 年度工事	0
桜丘	H 30 年度~	平成 28 年度設計、平成 29 年度工事	0

留守家庭児童会室人室児童数推計

		H26	H26tt AT		投資可能組			H28難計 (1~4年)		H29维計(1~5年)				(1~6年)		H31推計(1~6年)				
室140.	児童会室	児童者	設置班数	**	100	児童教	必要班數	半足遊數	児童教	多產班數	不是班數	児童教	必要遊戲	不是難數	笼童伎		不定報數		必要班數	本是班數
1	關度	110	3 16	150	3班	102	339		103	3班		103	3斑		104	314		95	2班	·
2	山田	39	139	50	1斑	39	1班		38	199		40	136		44			41	135	
3	香里	84	214	98	2斑	88	2班		85	2班		101	330	1號		_		109	3100	1號
4	劉倫	41	199	50	139	42	1選		40	135		- 44	136		44			47	1號	
5	津田	89	2₩	141	314	93	2張		92	2班		104	319		110			102	399	
6	牧野	100	291	186	415	96	2號		98		L	105	339		110			107	3199	
7	香煤	68	216	98	2班	74	2號		75			79	2班		77			79	29班	
9	高数	23	138	50	1班	23	1班		24	139		26	班		30			31	139	
10	小童	110	3141	148	3班	113	3頭		104	3.5	<u> </u>	106	3班		102	338		105	390	
11	排業	81	214	137	339	80			63	299		96	294		107			112	310	
13	殿山第二	77	219	140	355	79			80	2班		87	2班		91	219		93	234	
14	進池	91	210	98	2班	88	2班		91	2班		96	3班	199				104	314	
15	五常	48	119	100	2班	52			53	21/1		53	219		54			56	235	<u> </u>
16	交北	70	2班	87	2班	73	2班		73			78	2班		87		-	88	2號	
17	菅原	96	399	139	班	97	3班		92			103	395		110			111	314	
18	招提	62	2班	99	2班	66	2班		67			71			75			74		
19	枚方第二	88	2班	150	314	86			88			92		 	103			102	3新	
20	田口山	79	21/6	141	3187	72			70			72			79			74	2號	1.500
21	中當	77	2班	71	214	89	319	office 1 1 類	65					拼	92			94	3)	1 95
22	枚方	96	216	98	2班	103		5 1要	110	39	-							142		190
23	山之上	99	238	63	2班	** ************************************	3班	300. de 1 📆	95				3號		105			102	3班	1班
24	津田南	130	3195	125	314	131	4班	90 90 9	131	499			4班	110	162			159	4班	e o o o j 斑
25	律集西	106	3192	130	3188	96	339		98	395		100	. 3班		96		•	92	3號	——
26	撑葉南	49	1191	- 61	2.5%	53	2班		52	2班		57	2號		54			55	2選	<u> </u>
27	業原業	125	319	147	355	118	3號		121	3班		131	3班		145			141		100
28	中富北	41	1班	50	1班	44	1班		44	1班	Ь——	48	135		58		_	56	2.0	1班
29	蹉跎東	61	2191	87	2班	62	2班		62	2班	ļ	66	2班		70			71		3 850
30	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	65 .	219	98	2班	75			82	296		95			100				3.5	1.00
31	水業	55	2班	100	2班	57			54			57			59			57	2號	
32	攤級	79	2班	98	2班	88			85	2班		92			95			89	2.00	
33	平野	68	2班	98	2班	69	2班		76			83			88			83	2.50	1 1021
34	接近	80	239	100	2遊	81	2班		80			91			105			108 82	330	136
35	製山第一	55	216	98	2.05	62	2班		64			72			82			- 17	2號	1 847
36	#8	94	218	91	2號	93		135			139								300	1班
37	西牧野	26	118	47	1號	28			29	114		35			39			41	1頭	
38	山田東	52	214	100	2號	51			51			53			55			49	2頭	
39	進蛇西	89	2 ME	160	2號	85	7.76		80	239		88			89			88		
40	長尾	70	2瀬	B 5	2班	62	77.00		50	7.7.4		65			68			56		
41	川越	46	1班	98	2班	42			42			43		-	44			40	1班	
42	接丘龙	67	219	150	3班	69			69			76			84			82		
43	排集龙	29	181	50	1城	28			30			32			32			31	1班	
44	船構	82	299	98	238	81		<u> </u>	83	249		89		•——	95			94		
45	東香建	22	1班	50	1班	25			24	136		26		-	31			32	134	
46	伊加賀	97	2班	150	316	94			95			97			102			97	239	-
47	西長尾	78	2-統	87	2班	71			70	2班		73			80			72	234 10034E	1016
	会計	3, 294	86M	_		3, 319	93題	53級	3, 323	9310	5號	3,590	5 97班	7班	3, 81	0 103 m	101/	3, 76	1月 1月20世	108

8章 各留守家庭児童会室の将来推計

(1) 推計を行う上で使用するデータ

各児童会室の将来推計を行う上で、次の3つのデータを使用します。

- ①学校規模調整課作成の将来推計(平成26年5月1日現在)
- ②留守家庭児童会室入室割合
- ③5・6年生の入室希望割合(※)
- (※) 3・4年生の入室児童の保護者全員に対し平成26年4月に「5・6年生になってから留守家庭児童会室を利用したいか」について調査。このうち「5年生まで利用したい」割合と「6年生まで利用したい」割合をそれぞれ算出。この数値を5・6年生の入室割合として使用する。

(2)推計の方法

入室児童割合の増加も踏まえながら、上記①に②と③の割合を掛け合わせ、各年度の留 守家庭児童会室の入室児童数を推計します。

(3) 将来推計と受入可能人数を比較して不足する施設を抽出

上記(2)で算出した将来推計と7章の考え方で算出した受入可能人数を比較して、必要な班数を割り出します。次に、この必要な班数と現施設で設置可能な班数とを比較して、専用室が不足する施設を選び出します(次ページ)。

7章 閉園幼稚園施設の活用と各留守家庭児童会室の定員、受入可能人数

(1) 閉園となる幼稚園施設の活用

平成26年度をもって閉園となる津田幼稚園・殿山第二幼稚園について、幼稚園施設を 改修し、児童会室として活用する方向性を決定しており、改修工事等を行った上で平成 28年度からの活用を目指します。

(2) 各留守家庭児童会室の定員設定

上記の使用可能な施設をすべて含めて、各児童会室の面積において、一人あたり 1.65 m² を確保することを基準として、部屋ごとに使用できる人数を割り出します。このうち、40 人を超える場合は定員を 40 人とし、40 人を下回る場合はその数字を定員とします。

(3) 各留守家庭児童会室の受入可能人数の設定

各児童会室における受入可能人数は国通知「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準について(平成26年5月30日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)」において、「一の支援の単位を構成する「児童の数」とは、(中略)毎日利用する児童の人数に一時的に利用する児童の平均利用人数を加えた数をいう」とされています。

本市においては、平均登室率が例年8割を超えないことから(各月においても同様の傾向)、定員の125%までを受入可能人数とします。

<過去5年間の平均登室率>

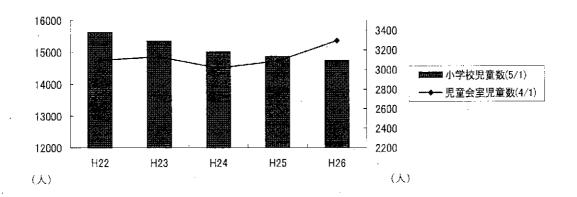
年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度
平均登室率	76.2%	77.1%	76.3%	76.9%	76.0%

<平成25年度の月別平均登室率>

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10 月	11月	12月	1月	2月	3月
78.5	80. 7	79.8	77.8	57. 1	80.5	80. 1	80. 1	76. 8	76. 3	73.4	73. 7

(%)

年度	H22	H23	H24	H25	H26	5か年の増減
児童会室児童数	0.005 [0.100 5	0.017	0 000 1	0.004	106.4%
(各年4月1日現在)	3,095人	3, 129 人	3,017 人	3, 088 人	3,294人	(199 人)
市立小学校の児童						
数(1~4 年生)	15, 623	15, 352	15, 003	14, 871	14, 734	94. 3%
(各年5月1日現在)	- 人	人	人	人	人	(△889 人)
児童会室在籍率	19.8%	20.4%	20.1%	20.8%	22.4%	2.6%



(2) 留守家庭児童会室の職員体制

- 1班につき2名配置
- ・事務所担当、ブロック担当を別途配置
- ・臨時職員を配慮のいる児童の加配要員、欠員要員等として別途配置

(3) 施設の状況

市立45小学校に児童会室の専用室を設置しています。班体制は臨時定員の設定により1~3班となっており、平成26年度当初は全86班で運営しています。

(1) 留守家庭児童会室の概要

■設置目的

保護者の就労や病気などの理由により、家庭で十分に保育を受けることができない児童の豊かで安全な放課後の生活を確保し、保護者が働くための環境整備に資することを目的として、市内 45 小学校に児童会室を設置しています。

■開室日・開室時間等

①開室日:下記休室日を除く。

②休室日: 土曜、日曜、祝日、年末年始(12月29日~1月3日)、準備休室日(3月30、31日)

③開室時間:平常時 午後0時45分~午後7時

: 春夏冬季休業時 午前8時30分~午後7時

■定員

各室50人。1月末の中し込み状況により臨時定員を設定。

■保育料

保育料:1人につき月額7,200円(同一世帯に児童が2人以上入室している場合は、2人目から3,600円)※平成26年度から当分の間の措置 減免制度あり。

■障害のある5・6年生の受入れ

平成23年度から障害のある5・6年生の受入れを民間委託により行っています。開設している児童会室は、牧野、枚方第二、藤阪、伊加賀の4か所で、1年生から4年生までの児童会室とは別に専用室を設けています。

定員は各5人で、入室要件は1~4年生の児童会室の要件に加え、入室する児童が身体 障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳のいずれかを所持していること。保育料 は同様です。

■入室数の推移

市立小学校の児童数はこの5年間はゆるやかに減少しています。その一方で、児童会室の児童数は平成24年度を除きおおむね横ばいですが、平成26年度は前年度より200人強増加しています。また、在籍率は年々増加しており、児童会室への需要は高い状況が続いています。

児童数の将来推計、現施設における受人可能人数の算出により施設整備が必要な留守家 庭児童会室を抽出します。

必要な施設については、「「放課後子ども総合プラン」について」の中で、各学校に使用できる余裕教室がないかを十分協議すること、また既に活用している余裕教室についても、改めて放課後児童クラブ等に利用できないか検討することが重要であると示されており、余裕教室の活用を最優先に検討を行い、活用ができない場合に専用室の建替え、増改築等の施設整備を行うこととします。

将来推計の算出

- · 学校規模調整課作成将来推計
- ·留守家庭児童会室入室児童数割合 (1~4年生)
- ・5・6年生意向アンケート 悉皆調査により5・6年生の入室 希望割合を推計

受入可能人数の算出

現在使用している施設から基準条例に則った定員、受入可能人数を設定 (定員)1人当たりおおむね1.65 ㎡以上 1 班おおむね40人以下 (受入可能人数) 定員の125%を上限

必要な施設、班数を抽出



余裕教室の徹底活用に向けた検討 (国通知「「放課後子ども総合プラン」について」)



施設整備を行う必要がある施設を抽出



施設が不足する年度と財政負担の平準化等を考慮しスケジュールを作成

(1) 対象学年の拡大による児童数増加に対応

児童福祉法改正により、対象年齢がこれまで「おおむね 10 歳未満」であったのが、小学校全学年が対象となりました。本市では障害のある児童の 5・6 年生受入については、平成 23 年度から先行して民間委託により実施してきましたが、法改正を契機に、平成 29 年度から 5 年生まで、平成 30 年度から 6 年生までと、対象学年の拡大を段階的に行い、入室児童数の増加に対応するために必要な施設整備を行います。

<必要な作業>入室児童数の将来推計値を算出

(2) 基準条例に則った運営

基準条例では、児童1人あたりの面積や集団の規模等を定めており、これらの規定に則った運営を行うための施設整備を行います。

- ・児童 1 人あたりの面積…おおむね 1.65 m³以上
- ・集団の規模…おおむね40人以下

<必要な作業>現施設における受入可能人数を算出

(3) 障害のある5・6年生児童の受入れを全留守家庭児童会室において実施

障害のある5・6年生児童の受入れ事業については、専用スペースや専門的な人員確保の問題から、現在民間委託により4か所の拠点方式で行っています。今後の方向性としては、5年生に進級しても児童会室を変わることなく、地域の子どもたちと継続して生活していくことが望ましいことから、(1)における対象学年の拡大にあわせ、障害のある5・6年生児童の受入れについても平成29年度から全児童会室で行うことを想定し、専門研修、加配職員の配置の検討等必要な準備を行います。また、今後も使用可能な施設については、平成29年度以降は児童会室施設として活用する予定です。

(4) 男女別及び障害児用トイレの整備

高学年の受入れを開始する平成29年度までに、男女別トイレが未整備な児童会室について、順次整備を行うこととします。また、障害のある5・6年生児童を全児童会室で受人れていくに当たり、障害児用トイレの整備についても男女別トイレの整備とあわせて行っていきます。

(5) 学校施設整備計画との整合

学校施設の老朽化や児童数の増減等について計画的に対応していくため、教育委員会において学校施設整備計画の策定を予定しています。児童会室の施設整備については、学校施設整備計画との整合性を図りながら、今後は校舎内での児童会室設置も検討し、効果的効率的に行います。

(1)「枚方市総合計画」における位置付け

留守家庭児童会室事業は「枚方市総合計画」の施策目標「子どもたちを育む環境を整える」に位置付け実施しています。

<第4次枚方市総合計画 第2期基本計画>

留守家庭児童会室運営に係る事業は、枚方市総合計画において、次の中で位置付けています。

《基本方向》自他を生かす力を持つ子どもたちを育む 《施策目標》子どもたちを育む環境を整える

(2)「枚方市子ども・子育て支援事業計画」の詳細計画

「枚方市総合計画」における分野別行政計画で、子ども・子育て支援法」の法定計画である「枚方市子ども・子育て支援事業計画(以下「事業計画」という。)」の詳細計画として「留守家庭児童会室施設整備計画」を策定します。

<枚方市子ども・子育て支援事業計画>

「子ども・子育て支援法」に基づく法定計画であり、設定すべき目標事業量の中に放課 後児童健全育成事業が含まれています(平成 26 年 4 月には次世代法が改正され、有効 期限が 10 年延長されたことに伴い、次世代法に基づく市町村行動計画を一体のもの として策定)。

[施策目標と推進方向]

- ◇子育てと仕事の両立支援>放課後児童対策の充実 ◇子どもの生きる力を育む環境の整備>障害のある子どもへの支援の充実
 - [放課後児童健全育成事業の目標事業量]

	第1年度	第2年度	第3年度	第 4 年度	第5年度
	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
量の見込み	3,810	3,810	3,810	3,810	3,766
確保方策	3,319	3,323	3,596	3,810	3,766

留守家庭児童会室施設整備計画

(3)計画の期間

事業計画の計画期間に準じ、平成27年度から平成31年度までの5年間とします。

■基準条例の制定

本市においては「枚方市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める 条例(以下「基準条例」という。) を平成26年9月に制定しました。

条例を定めるに当たっては、省令で「従うべき基準」及び「参酌すべき基準」が示されており、この規定に準じています。なお、参酌基準については経過措置を設けることを可能とすることが示されており、保育の量的確保等に時間を要すること等を考慮し、今後も増加する保育需要への対応を優先しつつ、施設の面積及び集団の規模については、当分の間、経過措置を設けています。今後は計画期間内においてできる限り早期に基準を満たすよう、施設、人員体制の整備に取り組みます。

■「放課後子ども総合プラン」に基づく放課後子供教室との一体型の推進

国は「「放課後子ども総合プラン」について(平成26年7月31日文部科学省生涯学習政策局長、文部科学省大臣官房文教施設企画部長、文部科学省初等中等教育局長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)」において、全ての就学児童が安全・安心に放課後を過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後児童クラブと放課後子供教室を一体的に実施するよう促進しています(※)。

本市においては、放課後子供教室の運営形態の一つとして、児童生徒の自学自習力の向上を図るため、パソコンを使った自学自習力支援システムを活用して「放課後自習教室」を実施しており(参加費無料、全学年対象)、留守家庭児童会室(以下「児童会室」という。)の入室児童も参加しています。

両事業の一体型の推進方策については、「子ども・子育て支援事業計画」に位置付け、 一層の促進を図っていきます。

(※) 一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室…児童の安全・安心な居場所を確保するため、同一の小学校内等で両事業を実施し、共働き家庭等の児童を含めた全ての児童が放課後子供教室の活動プログラムに参加できるもの。

(1) 放課後児童健全育成事業に係る国の位置付け

放課後児童健全育成事業が法律に位置付けられたのは、平成9年の児童福祉法の改正からです。続いて、平成10年に社会福祉法において第二種社会福祉事業として位置付けられました。

また、放課後児童健全育成事業の水準を国として定めていたのは、放課後児童クラブガイドライン (平成 19 年 10 月 19 日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知) と国庫補助基準 (「放課後子どもプラン推進事業の実施について」(平成 19 年 3 月 30 日文部科学省生涯学習政策局長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)) の 2 つでした。

(2) 平成27年度から子ども・子育て支援新制度のもとで事業を推進

■地域子ども・子育て支援事業として位置付け

新たな次世代育成支援として、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供や地域の子育で支援の充実のため、子ども・子育で関連3法が平成24年8月に成立しました。子ども・子育で関連3法では認定子ども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付(「施設型給付)」等の創設に加え、地域の実情に応じた子ども・子育で支援の充実を図ることとされています。

放課後児童健全育成事業は、このうち地域子ども・子育て支援事業(市町村事業:市町村ごとに地域の実情に応じたサービス提供を行う)の一つとして位置付けられました。

■新制度による変更点・

子ども・子育て関連3法における児童福祉法の改正により、放課後児童健全育成事業で変更になった主な内容は以下のとおりです。

<児童福祉法改正により変更になった主な内容>

- ①対象児童が小学校全学年に拡大(現行ではおおむね10歳未満の児童)
- ②市町村は放課後児童健全育成事業の設備及び運営について、条例で基準を定めなければならない(新設)

上記②により定める基準の主な内容は以下のとおりです。

<条例に定める基準の主な内容>

- ①専用区画の面積は児童1人あたりおおむね1.65 ㎡以上
- ②支援の単位ごとに放課後児童支援員を2人以上配置し、その内1人は有資格者
- ③児童の集団の規模はおおむね40人以下

本市では、保育に欠ける児童の豊かで安全な放課後の生活を確保するため、当時の文部省が留守家庭児童会育成補助事業を開始した昭和41年に全国に先駆け、開成・山田地区に留守家庭児童会室を開設し、昭和59年には市内全小学校に設置しました。その後、国では都市児童健全育成事業、都市児童館事業、放課後児童対策事業と新たな施策が打ち出される中、本市においては昭和63年「保護者の労働・病気等の理由により、その保育に欠ける児童の豊かで安全な放課後おける生活を確保し、保護者が働くための環境整備に資する」ため、枚方市留守家庭児童会室の事業実施に係る「枚方市立留守家庭児童会室条例」を制定しました。

その後、平成9年には児童福祉法の改正で学童保育が法制化され、第二種社会福祉事業に位置付けられるとともに、平成19年には放課後児童健全育成事業の量的確保を図るため、補助金が強化一元化され、厚生労働省と文部科学省連携による「放課後子どもプラン」がスタート。厚生労働省から初めて「放課後児童クラブガイドライン」が示されました。平成24年には「子ども・子育て支援法案」児童福祉法改正案が可決・成立し、放課後児童クラブの対象児童の拡大や市町村事業としての位置付けの明確化、さらには基準条例の制定、事業計画の策定が義務化されました。

いよいよ平成 27 年度から本格的にスタートする「子ども・子育で支援新制度」において、 留守家庭児童会室事業が地域子ども・子育で支援事業として位置付けられました。本市に おいても新制度開始に向けて、設備や運営に係る基準を設け、保育の質を向上させるため の「枚方市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」を平成 26 年9月に制定しました。また、対象学年が6年生まで拡大することにも対応していくため に施設整備を進め、保育の量的確保を行うための準備を進める必要があります。

そのため、事業計画に規定する確保方策を着実に実行するために必要な施設を精査し、 中長期的な視野と財政負担の平準化も踏まえながら、計画的に整備を進めていくために、 事業計画の詳細計画として「留守家庭児童会室施設整備計画」を策定するものです。

目 次

1章	計画策定の趣旨	1
2章	計画策定の背景	2
3 章	関連計画における位置付け	4
4章	計画の考え方	5
5章	計画の策定フロー	6
.6章	留守家庭児童会室の現状	7
7章	閉園幼稚園施設の活用と各留守家庭児童会室の定員、受入可能人数	9
8章	各留守家庭児童会室の将来推計	10
9章	施設整備に係る今後の方向性と整備スケジュール	12
10 🗢	が制度対応八の東番鹿	1/

留守家庭児童会室施設整備計画

平成26年12月 枚方市